



納得いかない! 困った!! ときは

川崎市消費者行政センターにご相談ください!!

川崎市消費者行政センター相談窓口電話番号

☎044-200-3030

相談時間 月～金曜日… 9:00～16:00 [日曜・祝日・年末年始
土曜日… 10:00～16:00 (12/29～1/3)を除く]

※金曜日は電話相談のみ19:00まで受付

※土曜日は電話相談のみ受付

消費者ホットライン(全国統一電話番号)

局番なし **188** いやや!

区役所での予約出張相談

面談をご希望の場合には、次の3区役所で相談員が相談をお受けします。

相談時間 9:00～16:00(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

中原区役所:金曜日 高津区役所:火曜日 多摩区役所:月曜日

※面談を希望する日の前日(平日の相談日)16:00までに消費者行政センターへ出張相談の予約をしてください。

電子メールによる相談

電子メールによる相談をお受けします。
(一部携帯電話からのアクセスは不可)

※消費者行政センターホームページの「メール送信画面」から送信してください。

※回答は1回限りです。

※回答は一般的な助言となり、解決を保証するものではありません。



川崎市消費者行政センター | 検索

契約トラブルに巻き込まれないための きりふだ6ヶ条

- ① いらないときは「いりません」とはっきり断る!
- ② サイン、押印は慎重に! 口約束も要注意!
- ③ うまい話に安易にのらない!
- ④ 買う前に家族や友人に相談を!
- ⑤ 契約書の内容はよく確かめて!
- ⑥ 前払い、クレジット購入は慎重に!

クーリング・オフするための ハガキの書き方

例のようにハガキを書いて、裏・表のコピーを取って、特定記録郵便か簡易書留で契約業者の代表者に送ります。不明な点は、消費者行政センターへお問い合わせください。

参考例

○年○月○日、貴社と○○の購入契約を
しましたが、解除いたします。
つきましては、支払い済みの○○円を
至急返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

契約解除通知書

〒○○○-○○○
川崎市○○区○○町○○-○○
氏名 ○○○



訪問販売・電話勧誘販売などで
契約をしてしまったけれど解約したい…

そんな時は、
クーリング・オフ制度を
利用しましょう。

クーリング・オフとは

訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内ならば自由に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む) …	8日間
電話勧誘販売 …	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法) …	20日間
特定継続的役務提供(エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス、美容医療) …	8日間
業務提携誘引販売取引(内職商法、モニター商法) …	20日間
訪問購入(訪問買取) …	8日間

- 通信販売は、原則クーリング・オフできません。
(広告に返品特約があるかを確認しましょう。返品についての記載がない場合は、商品到着後8日間は送料負担で返品できます。)
- 消耗品(化粧品、健康食品など)で使用した分については、原則クーリング・オフできません。
- 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」「業務提携誘引販売取引」は自分から店舗に行き契約した場合も、クーリング・オフできます。
- 「特定継続的役務提供」「連鎖販売取引」は、クーリング・オフ期間後でも、一定の条件内で中途解約ができます。
- 訪問購入は、クーリング・オフ期間中は品物を手元に置いておくことができます。

クーリング・オフ制度の
期間を過ぎても、
解約できる場合もありますので、
あきらめずに
早めに消費者行政センターへ
ご相談ください。



悪質商法から 身を守りましょう!

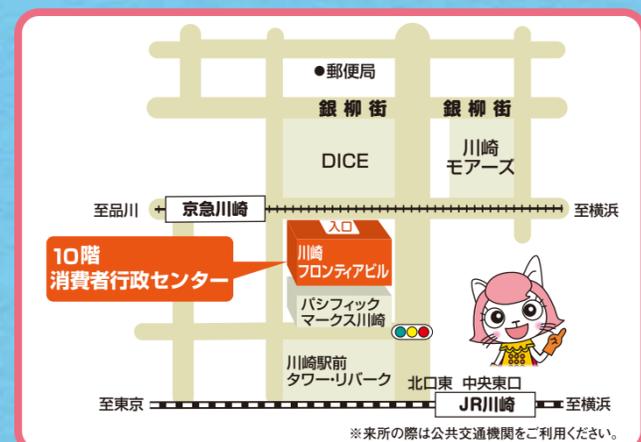


かわさき消費生活メールマガジン

最新の消費生活関連情報をお届けします!



mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp(パソコン用)
mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp(携帯電話用)
に空メールを送ると登録手続きが行えます。



訪問購入

「不用品は何でも買い取る」
と誘われて…

突然



「リサイクルショップを開店するので、いろいろな商品を集めている。不用品があれば何でも買い取る」と突然電話で誘われ、古着を買い取ってもらう約束をした。来訪した事業者、「いらぬ指輪やネックレスはないか」としつこく言われ、金のネックレスを買い取ってもらったが、安く売ってしまったと後悔している。ネックレスを取り戻したい。

主に買い取られる商品

- 指輪やネックレスなどの貴金属
- 時計やバッグ

アドバイス

- ✓ 突然訪問して勧誘することは禁止されています。
- ✓ 契約書を受け取ってから、8日以内はクーリング・オフできます。
- ✓ クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことができます。期間中は物品を手元において、冷静に考えましょう。
- ✓ 売却したくないのであれば、電話で誘われても、きっぱりと断ることが大切です。



利殖商法

「必ず儲かるのでファンドに出資して」
と誘われて…

電話で



半年前、亡くなった夫の知人を名乗る者から突然電話があり、「海外ファンドに投資する会社を立ち上げたので出資しないか。元本保証で必ず儲かる。毎月利益を配当する」と誘われた。仕組みはわからなかったが、夫の知人なら信用できると思い、500万円を支払った。当初は毎月配当金が振り込まれていたが、先月から振り込まれなくなり、投資会社とも連絡が取れない。出資金を返金して欲しい。

主に販売される商品・サービス

- 株 ●社債 ●ファンド
- 老人ホームの入居権 ●太陽光発電
- 仮想通貨

アドバイス

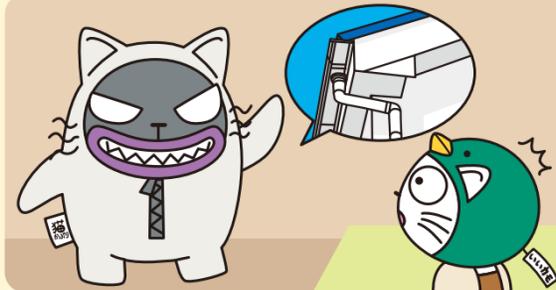
- ✓ 「必ず儲かる」投資はありません。場合によっては元本を全て失うこともあります。「必ず儲かる」と言われた場合は絶対に契約しないようにしましょう。
- ✓ ファンドの仕組みやリスク、契約内容が理解できないまま契約するのは非常に危険です。きっぱりと断りましょう。
- ✓ 契約の内容によってはクーリング・オフできる場合もあります。



訪問販売

「保険金で住宅修理工事ができる」
と誘われて…

無料で



突然来訪した事業者「火災保険を使って、無料で雨どいの修理工事ができる。」と誘われた。無料ならと思い、火災保険申請代行と雨どいの修理工事の契約をしたが、契約書を見ると、受け取った保険金全額を工事代として支払うことになっていて不審になった。解約したいと言ったら、保険金の30%の解約料を請求された。何とか解約したい。

主に契約される工事

- 屋根工事 ●壁工事 ●雨どい工事
- (自然災害で破損した修理工事)

アドバイス

- ✓ 保険申請代行や修理工事の契約書を受け取ってから、8日以内はクーリング・オフできます。
- ✓ 保険を使った修理を誘われたら、自分で保険会社に確認しましょう。
- ✓ 誘われてもその場ですぐに契約をせず、修理工事は複数の事業者から相見積もりをとりましょう。



電話勧誘販売

「産地直送のカニを半額で」
と誘われて…

電話で



半額ならお買い得かな…

突然電話で「カニは好きですか?」「今なら産地直送で2万円のカニを半額の1万円にする」と勧められ、あいまいな返事をしていたら、後日代引きの宅配便でカニが届いた。開けてみると、とても1万円とは思えない粗末なカニだった。返品したいと電話したが、「生ものは返品できない」と、取り合ってくれない。

主に販売される商品

- 健康食品 ●生鮮食品 ●紳士録
- 短歌などの作品の新聞等への掲載

アドバイス

- ✓ 生鮮食料品でも、3,000円以上の契約は、クーリング・オフできます。
- ✓ 「結構です」「いいです」などは相手に「了承した」ととられる場合があります。
- ✓ 電話勧誘されても、必要ないと思ったら、「必要ありません」ときっぱりと断り電話を切りましょう。

